

令和6年度

地方公共団体財政健全化法における
健全化判断比率及び資金不足比率

まち未来戦略課財政係

【令和6年度決算における健全化判断比率・資金不足比率】

■ 健全化判断比率

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和4年度	- %	- %	10.6 %	- %
令和5年度	- %	- %	10.7 %	- %
令和6年度	- %	- %	11.2 %	- %
早期健全化基準	15.0 %	20.0 %	25.0 %	350.0 %
財政再生基準	20.0 %	30.0 %	35.0 %	- %

■ 資金不足比率

企業会計の名称	年度	資金不足比率	経営健全化基準
簡易水道事業会計	令和4年度	- %	20.0 %
	令和5年度	- %	
	令和6年度	- %	
農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計	令和4年度	- %	20.0 %
	令和5年度	- %	
	令和6年度	- %	

※実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率は、赤字及び資金不足は生じていないため、「- %（該当なし）」で表示しています。

※将来負担比率は、実質的な将来負担額がマイナスとなるため、「- %（該当なし）」で表示しています。

■ 北竜町の健全化判断比率に係る算出方法と基礎数値

1. 実質赤字比率

①算定式

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※一般会計等の実質赤字額：一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計（一般会計・診療所特別会計）における実質赤字の額

②算定基礎数値

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
歳入総額 (A)	4,254,729	4,199,400	3,923,151
歳出総額 (B)	4,192,733	4,148,787	3,871,523
歳入歳出差引額（形式収支）(A)-(B) (C)	61,996	50,613	51,628
翌年度へ繰り越すべき財源 (D)	10,956	0	397
実質収支額 (C)-(D) (E)	51,040	50,613	51,231
標準財政規模 (F)	1,948,952	1,898,888	1,871,584
実質赤字比率 (E)/(F) × 100 (G)	- (△2.61%)	- (△2.66%)	- (△2.73%)

※北竜町の令和6年度決算における実質赤字は、赤字が生じていないため実質赤字比率欄は「-」で表示しています。
なお、実質収支が黒字の場合、実質赤字比率は負の値で表示されます。

2. 連結実質赤字比率

①算定式

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

※連結実質赤字額：(イ)と(ロ)の合計額が(ハ)と(ニ)の合計額を超える場合の当該超えた額

- (イ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質赤字を生じた会計の実質赤字額の合計額
- (ロ) 公営企業の特別会計のうち、資金の不足額を生じた会計の資金の不足額の合計額
- (ハ) 一般会計及び公営企業以外の特別会計のうち、実質黒字を生じた会計の実質黒字の合計額
- (ニ) 公営企業の特別会計のうち、資金の剰余額を生じた会計の資金の剰余額の合計額

②算定基礎数値

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
実 一般会計等 (A)	51,040	50,613	51,231
質 国民健康保険特別会計 (B)	2,418	1,624	2,660
収 介護保険特別会計 (C)	38,395	16,343	22,490
支 後期高齢者医療特別会計 (D)	84	30	15
額 特別養護老人ホーム事業特別会計 (F)	466	546	588
剰 簡易水道事業会計 (G)	84,517	73,754	85,965
余 農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計 (H)	5,635	4,574	3,648
金 連結実質収支額 (A)～(H)の計 (I)	182,555	147,484	166,597
不 標準財政規模 (J)	1,948,952	1,898,888	1,871,584
足 連結実質赤字比率 (I)/(J) × 100 (G)	- (△9.36%)	- (△7.76%)	- (△8.90%)

※北竜町の令和6年度決算における連結実質赤字は、赤字が生じていないため連結実質赤字比率欄は「-」で表示しています。
なお、連結実質収支が黒字の場合、連結実質赤字比率は負の値で表示されます。

3. 実質公債費比率

①算定式

$$\text{実質公債費比率 (3ヵ年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \times 100$$

※準元利償還金：(イ)から(ホ)までの合計額

- (イ) 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- (ロ) 一般会計等から一般会計以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ハ) 組合等への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- (ニ) 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- (ホ) 一時借入金利子

②算定基礎数値

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
地方債の元利償還金 (A)	546,186	546,839	488,719
準元利償還金 (B)	71,954	65,813	79,223
元利償還金又は準元利償還金に充てられる特定財源 (C)	68,243	67,896	53,890
基準財政需要額算入公債費及び算入準公債費 (D)	374,232	376,018	338,892
標準財政規模 (E)	1,948,952	1,898,888	1,871,584
実質公債費比率 ((A)+(B)- (C) +(D))/(E)-(D)×100 (単年度) (F)	11.2%	11.1%	11.4%
実質公債費比率 (3ヵ年平均)	11.2%	10.7%	10.6%

4. 将来負担比率

①算定式

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - \text{（充当可能基金} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模} - \text{（元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額）}} \times 100$$

※将来負担額：(イ)から(チ)までの合計額

- (イ) 一般会計等の当該年度の前年度末における地方債現在高
- (ロ) 債務負担行為に基づく支出予定額（地方財政法第5条各号の経費に係るもの）
- (ハ) 一般会計等以外の会計の地方債の元金償還に充てる一般会計等からの繰入見込額
- (ニ) 当該団体が加入する組合等の地方債の元金償還に充てる当該団体からの負担等見込額
- (ホ) 退職手当支給予定額（全職員に対する期末要支給額）のうち一般会計等の負担見込額
- (ヘ) 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額、その者のために債務を負担している場合の当該債務の額のうち、当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等負担見込額
- (ト) 連結実質赤字額
- (チ) 組合等の連結実質赤字相当額のうち一般会計等の負担見込額

※充当可能基金：(イ)から(ヘ)までの償還額等に充てることのできる地方自治法第241条の基金

②算定基礎数値

(単位：千円)

区 分		令和6年度	令和5年度	令和4年度
将来負担額	一般会計等に係る地方債現在高 (A)	4,416,243	4,550,653	4,755,475
	債務負担行為に基づく支出予定額 (B)	49,155	37,513	50,778
	特別会計で地方債の償還に充てるための一般会計繰入見込額 (C)	509,903	529,136	560,560
	組合等が起こした地方債の償還に係る一般会計負担見込額 (D)	3,424	5,155	6,886
	退職手当支給予定額に係る一般会計負担見込額 (E)	275,560	262,263	263,195
	設立法人の負債の額等に係る一般会計負担見込額 (F)	0	86	299
	連結実質赤字額 (G)	0	0	0
	組合等の連結実質赤字額に係る一般会計負担見込額 (H)	0	0	0
充当可能財源	地方債の償還額等に充当可能な基金の現在高の合計額 (I)	2,505,662	2,402,804	2,234,511
	地方債の償還額等に充当可能な特定の歳入 (J)	412,858	475,559	502,592
	地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額 (K)	3,221,438	3,287,986	3,421,938
標準財政規模 (L)		1,948,952	1,898,888	1,871,584
基準財政需要額算入公債費及び算入準公債費 (M)		374,232	376,018	338,892
将来負担比率 (N)		-	-	-
((A)~(H)の計) - ((I)+(J)+(K))/((L)-(M)) × 100		(△56.2%)	(△51.3%)	(△34.0%)

※北竜町の令和6年度決算における将来負担比率は、将来の負担額に対し、地方交付税で措置される見込額や基金の現在高などを合わせた額（充当可能財源）が上回り、該当がないため「-」で表示しています。

5. 資金不足比率

①算定式

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金不足額}}{\text{事業規模}} \times 100$$

※資金不足額：資金不足額（法非適用企業）＝（繰上充用＋支払繰延額・事業繰越額＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高）－解消可能資金不足額

資金不足額（法適用企業）＝（流動負債＋建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債現在高－流動資産）－解消可能資金不足額

事業規模：事業規模（法非適用企業）＝営業収益に相当する収入の額－受託工事収益に相当する収入

事業規模（法適用企業）＝営業収益収入の額－受託工事業収入の額

②算定基礎数値

（地方公営企業法非適用企業：農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計）

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
歳出総額 (A)			116,472
歳入総額 (B)			120,120
翌年度へ繰り越すべき財源 (C)			0
資金不足額（剰余額）(A)-(B)+ (C) (D)			(3,648)
事業規模 (E)			33,041
資金不足比率 (D) / (E) × 100 (F)			- (△11.0%)

※資金不足額（ ）は、剰余額を表します。

資金不足比率欄の（ ）内に剰余額の割合を△で表示しています。

※令和5年度より農業集落排水事業及び個別排水処理事業特別会計は公営企業会計へ移行しています。

（地方公営企業法適用企業：簡易水道事業会計）

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
流動負債 (A)	3,341	3,221	4,429
流動資産 (B)	87,858	76,975	90,394
資金不足額（剰余額）(A)-(B) (C)	(84,517)	(73,754)	(85,965)
事業規模 (D)	42,577	43,669	42,813
資金不足比率 (C) / (D) × 100 (E)	- (△198.5%)	- (△168.8%)	- (△200.7%)

（地方公営企業法適用企業：農業集落排水事業及び個別排水処理事業会計）

（単位：千円）

区 分	令和6年度	令和5年度	令和4年度
流動負債 (F)	10,109	15,918	
流動資産 (G)	15,744	20,492	
資金不足額（剰余額）(A)-(B) (H)	(5,635)	(4,574)	
事業規模 (I)	29,202	30,333	
資金不足比率 (H) / (I) × 100 (J)	- (△19.2%)	- (△15.0%)	

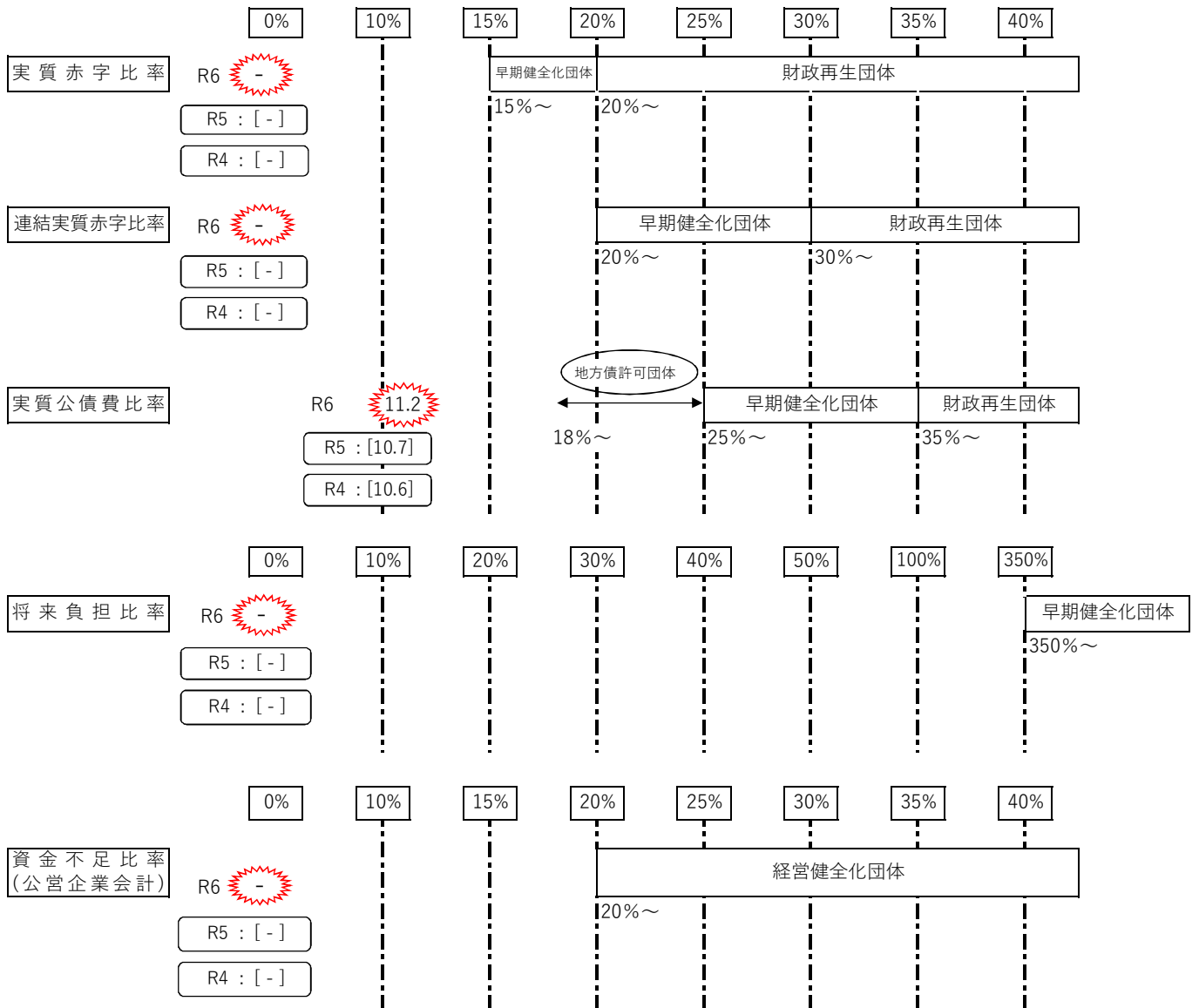
※資金不足額（ ）は、剰余額を表します。


北竜町の令和6年度決算における資金不足比率は、各企業とも資金不足が生じていないため資金不足比率欄は「-」で表示しています。なお、資金不足比率欄の（ ）内に剰余額の割合を△で表示しています。

※令和6年度決算における流動負債は流動負債から控除企業債等を差し引いた金額を表示しています。

控除企業債等～令和6年度決算において貸借対照表の流動負債に計上されている企業債及び他の会計からの長期借入金で、建設改良費等に充てるものの額。

■ 早期健全化基準、財政再生基準、経営健全化基準



 は、R6年度の数値を示す

【健全化判断比率等に係る用語の解説】

健全化判断比率	<p>実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称です。</p> <p>地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。</p> <p>健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであるとともに、他団体と比較することなどにより、当該団体の財政状況を客観的に表す意義を持つものです。</p>
標準財政規模	<p>地方公共団体の標準的な状態で通常収入が見込まれる経常的一般財源（標準税収入額、普通地方交付税額、地方譲与税の計）の規模を示す数値です。</p> <p>平成16年度以降は、臨時財政対策債の発行可能額についても含まれています。</p>
臨時財政対策債	<p>地方の財源不足を補うため、特例的に発行する地方債です。</p> <p>償還に要する費用は後年度の地方交付税算定における基準財政需要額に全額算入される地方債です。</p>
一般会計等	<p>地方公共団体財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当します。これは、決算統計で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲ですが、決算統計で行っているいわゆる「想定企業会計」など、一の会計を区分することはしません。</p>
実質赤字	<p>決算における歳入歳出の差引額（形式収支）から、翌年度に繰り越すべき財源（繰越明許費等に係る一般財源）を控除した額のことです。（実質収支で表される赤字額）</p>
実質赤字比率	<p>一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。</p>
連結実質赤字比率	<p>公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額や資金の不足額の標準財政規模に対する比率。</p> <p>全ての会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、財政運営の悪化の度合いを示します。</p>
実質公債費比率	<p>一般会計等が負担する公債費に、簡易水道・農業集落排水・個別排水事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計等からの繰出金及び負担金などを加えた経費の標準財政規模に対する比率。</p> <p>借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示します。</p>

将来負担比率	<p>一般会計等の地方債現在高、簡易水道・農業集落排水・個別排水事業などの公営企業や一部事務組合などの元利償還金に充てる一般会計からの繰入見込額、地方公社の負債額、全職員の退職手当支給予定額など、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率。</p> <p>地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示します。</p>
資金不足比率	<p>地方公共団体の公営企業会計ごとの資金の不足額の事業の規模に対する比率。</p> <p>公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示します。</p>
早期健全化基準	<p>地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。</p>
財政再生基準	<p>地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。</p>
経営健全化基準	<p>地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。</p>